

地域福祉計画の策定について

1 策定の目的

市では、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する基本的な計画を策定し、地域で生活しているすべての人が、共に支え合い、安心して幸せな、自立した生活が送れるよう、福祉のまちづくりを目指している。

ー 昨年の中日本大震災を契機に、地域の絆づくりや支え合いなどが重要視されており、市民と行政が協働で地域福祉の推進を図るため、第二次の地域福祉計画の策定に取り組む。

2 計画の期間

平成26年度から平成30年度までの5カ年間とする。

3 策定のスケジュール

項 目	実 施 時 期
現状把握・現計画の進捗確認	5月 6月
地区座談会の開催	8月 10月
関係課とのヒアリング調査	6月 7月
計画骨子案の作成	7月 8月
計画素案の作成	9月 11月
パブリックコメントの実施	1月 2月
計画原案の編集・校正・印刷	2月 3月
地域福祉推進協議会	7月・9月・10月・1月・3月(5回開催)
地域福祉計画策定委員会	7月・11月・2月(3回開催)

4 地域福祉推進協議会委員の構成等

構 成	団 体 名 等
地域住民の代表者	区長会及び公募市民等
福祉団体等の代表者	牧ノ原やまばと学園、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、ボランティア連絡会、障がい者関係団体等
専門機関、団体等の代表者	女性団体連絡協議会、老人クラブ連合会、みらい子育てネット牧之原、介護サービス事業所連絡会、(株)伊藤園等
行政機関の職員	小中学校校長会、中部健康福祉センター、市役所福祉こども部等
学識経験者	策定アドバイザー等

5 講演会の実施

第1回目の協議会の開催に併せ、策定アドバイザーによる講演会を実施する。

日程：7月1日(月) 午後2時30分～ 会場：相良総合センターい～ら

アドバイザー：日本社会事業大学 社会福祉学部福祉計画学科

(専任講師) 菱沼 幹男 氏

内容：地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について